

# 地方連絡室における業務推進体制について

平成 20 年 2 月 22 日  
内閣官房地域活性化統合事務局  
平成 23 年 5 月 26 日  
一部改正

## 1 趣旨

地域活性化のための一元的な事務体制に関する規則（平成 19 年 10 月 9 日内閣総理大臣決定）に基づき置かれた地方連絡室の業務推進体制を以下のとおり定める。

## 2 名称・位置及び担当都道府県

各地域ブロックの地方連絡室の名称、位置及び担当都道府県は、次のとおりとする。

名称	位置	担当都道府県
北海道地方連絡室	札幌市	北海道
東北圏地方連絡室	仙台市	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟
首都圏地方連絡室	さいたま市	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北陸圏・中部圏地方連絡室	名古屋市	富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重
近畿圏地方連絡室	大阪市	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国圏地方連絡室	広島市	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国圏地方連絡室	高松市	徳島、香川、愛媛、高知
九州圏・沖縄県地方連絡室	福岡市	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

## 3 運営

- (1) 各地域ブロックの地方連絡室に、室長及び室員を置く。
- (2) 室長は、地方連絡室の事務を掌理する。
- (3) 室長及び室員は、非常勤とすることができる。

## 4 業務

地方連絡室は、各地域ブロックにおいて、次の業務を行う。

### (1) 地方連絡室員会議の開催

- ・地域活性化施策全般に関する連絡協議、意見交換、推進方策等を主な議題とする。
- ・地方連絡室員会議は、必要に応じ、関係地方自治体等の関係者の出席を求めることが出来る。
- ・関係支分部局の部長等が参画をする地方連絡室推進会議を開催することが出来る。

### (2) その他地域活性化に関する相談への対応